

府中市オープンデータを活用したアプリ等のホームページ掲載に関する要綱

平成29年1月31日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市オープンデータの推進に関する指針に基づき、本市のオープンデータを活用して市民、民間企業等（以下「市民等」という。）が作成したアプリ等に関する情報を府中市ホームページに掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オープンデータ 機械判読が可能な形式で、かつ、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開するデータをいう。
- (2) アプリ等 アプリケーション及びウェブサービスをいう。
- (3) アプリケーション スマートフォン、タブレット端末その他のスマートデバイスにインストールするソフトウェアで、次に掲げる公式ストアに公開しているものをいう。
ア GooglePlay
イ AppStore
ウ WindowsPhoneMarketplace
- (4) ウェブサービス ウェブブラウザを通じてソフトウェアの機能を利用できるようにしたサービスをいう。

(掲載の対象となるアプリ等)

第3条 府中市ホームページへの掲載の対象となるアプリ等は、本市のオープンデータを活用して作成したアプリ等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 府中市ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの

- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載する内容として妥当でないと市長が認めるもの
- (申込み)

第4条 府中市ホームページにアプリ等の掲載を希望する者は、市長に申込書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、通知書により前項の申込みを提出した者に通知するものとする。

(費用)

第5条 府中市ホームページへの掲載に要する費用は、無料とする。

(掲載削除の依頼)

第6条 第4条第2項による決定を受けた者（以下「掲載責任者」という。）が、当該決定に係るアプリ等（以下「掲載アプリ等」という。）の掲載の削除を希望するときは、市長に依頼書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による依頼があったときは、当該掲載アプリ等の掲載を削除し、通知書により掲載責任者に通知するものとする。

(内容の変更)

第7条 市長は、掲載アプリ等の内容が、この要綱の規定に違反するおそれがあると判断したときは、掲載責任者に対し、当該掲載アプリ等の内容の変更を求めることができる。

(掲載の削除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、掲載アプリ等の掲載を削除することができる。

- (1) 掲載アプリ等の内容が第3条に違反しているとき。
- (2) 前条の規定による求めに対し、掲載責任者が掲載アプリ等の内容の変更を行わないとき。
- (3) 掲載アプリ等のせい弱性その他の事由により、当該掲載アプリ等を使用し

た者の端末機器内の情報が搾取される等のおそれがあると認められるとき。

(掲載責任者の責務)

第9条 掲載責任者は、掲載アプリ等の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載責任者は、掲載アプリ等の内容が第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、本市に対して保証するものとする。

3 掲載責任者は、第三者から掲載アプリ等に関して損害賠償請求等がなされた場合、掲載責任者の責任及び負担において解決するものとし、本市は一切責任を負わないものとする。

(様式)

第10条 この要綱の施行に必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。